

全剣連第 232 号
令和 8 年 7 月 1 日

各都道府県剣道連盟 理事長・専務理事 殿

公益財団法人 全日本剣道連盟
副会長兼専務理事 中谷 行道
[公 印 省 略]

審査会での役員・審査員・係員のマスク着用について

標記の件につきまして以下の方針と致します。

記

新型コロナウイルス感染症が二類感染症から五類感染症に移行して数年が経過し、その間剣道における感染報告もほとんどありません。このため今後はマスク着用を義務といたしません。

但し、個人の判断において着用をさまたげないものとします。

以 上